

1 申込項目のご記入

「現場監督の「眼」」サービス利用約款に同意の上、以下の通り申込みします。

契約種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
申込日	20 年 月 日	
① ご契約者名 (法人・団体名および 代表者名)	法人名 代表者名	印 ※代表者名は、決裁権限をお持ちの方の名義でも結構です
② ご住所	(〒 -)	
③ 料金ご請求先 ②と異なる場合のみご記入	(〒 -)	
④ 貸出機器送付先 ②と異なる場合のみご記入	(〒 -)	
⑤ ご担当者名	部署 :	
⑥ 電話番号	- -	
⑦ メールアドレス	@	※ログインユーザー名となります
⑧ 開始希望日	20 年 月 日	※機器の在庫状況等により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください
⑨ ご利用希望台数	___ 台	
⑩ ご利用予定期間	<input type="checkbox"/> ___ ヶ月	
⑪ お支払い方法	<input type="checkbox"/> 一括払い <input type="checkbox"/> 月ごと払い	

2 申込書の送付 いずれかの方法で当社へお送りください

FAX FAX番号 087-818-1072 へお送りください。

郵送 〒761-0113 香川県高松市屋島西町1850-1 四国電力(株) 総合研修所内 (株)よんでんメディアワークス 業務部宛 へお送りください。

メール この申込書をスキャンし、info@ymw.co.jp へ、PDF添付にてお送りください。件名に「監督の眼申込」とご記入ください。

【当社使用欄】 ※ ここから下には記入しないでください

料金算定基準日	20 年 月 日		
ご利用期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日		
ご利用料金 (税抜)	<input type="checkbox"/> 一括 ___ 円		<input type="checkbox"/> 月額 ___ 円
連絡欄			
	担 当	審 査	登 録
			経 理

本約書の記載は、左記申込書により、株式会社よんでんメディアワークス（以下、「当社」といいます。）が提供する現場モニタリングサービス『現場監督の「眼」』（以下、「本サービス」といいます。）を申し込まれたお客さま（以下、「お客さま」といいます。）が本サービスを受けられるにあたっての契約条件とします。

■ I. 総則

（本サービスの内容）

第 1 条 本サービスは、第 4 条に定める契約期間中、当社がお客さまに対し、カメラ等機器（以下「機器」といいます）の貸出ならびに映像配信・視聴機能の提供を行うサービスを行います。

- 2 機器は、カメラ、通信機器等、当社が別途定める物品一式とします。
- 3 機器に関する一切の所有権は当社に帰属します。

（契約の成立）

第 2 条 本サービスの提供を希望されるお客さまが本約書に同意のうえ、当社の定める様式により申し込み、当社がお客さまへの本サービスの提供に支障のないことを確認したうえで、申し込みを承諾することにより契約（以下、「本契約」といいます。）が成立します。

（約款の変更）

第 3 条 当社は次の場合に、当社の裁量により本約書を変更することができるものとします。

- (1) 約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による約款の変更にあたり、あらかじめお客さまに約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を通知します。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用したときは、お客さまが約款の変更に同意したものとみなします。

■ II. 契約

（契約期間）

第 4 条 当社が本サービスの提供を行うための諸準備を整えたうえで、その旨をお客さまに通知した日を本サービスの提供開始日（以下、「開始日」といいます。）とします。

2 本サービスの有効期間は、開始日より起算し、お客さまから申し込みのあった期間（1ヶ月単位）の満了の日までとしますが、有効期間満了の日の1ヶ月前までに本契約解除の申し入れのない場合は、有効期間をさらに同等の期間をもって延長し、以降もこれによるものとします。

（機器の貸出）

第 5 条 当社は、開始日までに、機器をお客さまへ送付します。貸出にかかる送料は当社負担とします。

2 送付先は日本国内に限ります。

（機器の返却）

第 6 条 お客さまは、契約の終了または契約の解除をもって、機器を当社へすみやかに返却するものとします。返却にかかる送料はお客さま負担とします。

（届出事項の変更等）

第 7 条 お客さまは、その氏名、名称、住所、その他必要事項について変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

（契約の解除）

第 8 条 当社またはお客さまが、次のいずれかに該当する場合は、相手方にその理由を通知のうえ本サービスの提供または利用を中止し、本契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約の各条項に違反したことにより、本サービスの提供または利用を継続することが妥当でないと判断したとき
- (2) 本サービスの提供または利用を継続し難いやむを得ない事情が発生したとき
- 2 本契約を解除する場合において、当社は、お客さまが既に支払い済みの利用料金について払い戻しを行いません。
- 3 お客さまが本サービスの契約を解除しようとするときは、利用を停止する1ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとします。

■ III. 料金等

（料金）

第 9 条 本サービスの利用料金は、別途定める料金表の月額に本サービス期間の月数を乗じた金額をもって算定します。

- 2 料金の算定ならびに精算は、開始日の毎月同日を基準日とした翌基準日前日までの1ヶ月単位で行い、日割計算は行いません。
- 3 本サービス期間中に利用容量の増減等により利用料金に変更がある場合は、お客さまに事前に通知の上、更新日の翌基準日から変更後の利用料金を適用します。その際、既にお支払済みの料金と変更後の料金との差額を当該月の月末に請求します。
- 4 お客さまが本サービスの提供を受けるために必要となるお客さま側の設備やシステム変更等に伴う費用は、お客さま負担とします。
- 5 当社は、やむを得ない理由がある場合、事前にお客さまの承認を得たうえで、利用料金等を改定できるものとします。

（料金の支払い）

第 10 条 お客さまは、前条（料金等）の料金を支払う義務を負うものとします。

2 お客さまは、当社からの請求に基づき、本サービスの利用料金に消費税等相当額を加算の上、開始日および基準日の属する月の翌月末までに、当社指定の銀行口座へ振込により支払うものとします。なお、振込にかかる手数料はお客さま負担とします。

■ IV. 禁止事項等

（利用にかかるお客さまの禁止事項）

- 第 11 条 お客さまは、本サービスの利用に際して、次のことを行ってはなりません。
- (1) お客さまが当社の承諾なしに本契約上の権利・義務を第三者に譲渡・継承、または使用させる行為。
 - (2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員等の反社会的勢力、およびこれに準ずる者を意味します。）である、または資金提供、便宜供與其他を通じて反社会的勢力等の維持・運営に協力するなど、反社会的勢力と何らかの交流または関与を持つこと。

(3) 以下の態様において本サービスを利用する行為。

- (ア) 本サービスを利用するにあたり、発行されたパスワードを第三者に漏洩する行為、またはそのおそれのある行為
 - (イ) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、公序良俗に著しく反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (ウ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (エ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (オ) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり、容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為
 - (カ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそのおそれのある行為
 - (キ) 本サービスの提供を妨害する行為、不正アクセス行為の禁止などに関する法律に抵触する行為、またはそのおそれのある行為
 - (ク) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害し、またはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービス内で使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (ケ) その他、当社が不適切と判断する行為
- (4) 機器に対する次の行為。
- (ア) 分解、改造
 - (イ) 機器に含まれる通信機器への機器以外のデバイスの接続および通信
 - (ウ) 故意に落下させるなど、通常では想定されない使用方法
 - (エ) 機器の対応環境を超える条件下での使用
 - (オ) お客さま以外の第三者への貸出

■ V. 提供中止等

（提供中止）

第 12 条 当社は、プロバイダーおよび通信回線の事由、その他不可抗力事由による障害等においては、その旨をお客さまに通知することなく、また、当社所有設備の保守作業等においては、お客さまにその旨を事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとし、当社は、本サービスの復旧に最大限の努力を行うものとします。

（提供停止）

第 13 条 当社は、お客さまが次のいずれかに該当するときは、お客さまに催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務を履行しなかったとき。
- (2) 第 11 条（利用にかかるお客さまの禁止事項）の規定に違反したとき。
- (3) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 提供の停止に際しては、当社はお客さまに対し、機器の返却を求めることができるものとします。

■ VI. 損害賠償等

（免責事項）

第 14 条 お客さまの本サービス利用環境について、当社は一切関与せず、責任を負わないものとします。

- 2 本サービスに関連して生じたお客さまおよび第三者に対する損害について、当社の故意または重大過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 機器に関する次の事項について、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 輸送等における不可抗力の事由に起因する到着遅延
 - (2) プロバイダー都合による通信の切断・不安定化および通信速度の低下
 - (3) 災害またはそれに類する事象による通信不能状態の発生
 - (4) 通信機器の通信品質・速度
- 4 お客さまの責めによらない理由により機器の故障が発生した場合、当社は可能な限りすみやかに交換等の対応を行うものとします。

（損害賠償）

第 15 条 本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合は、お客さまに現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、逸失利益を含むその他の特別損害については責任を負いません。また、賠償においては、当該損害発生時までに本サービスの対価としてお客さまが当社に支払った利用料金1ヶ月分の相当額を、その責任の限度額とします。

- 2 次の場合に発生する損害について、当社はお客さまに請求できるものとします。
 - (1) お客さまの故意または過失により機器を故障させた場合
 - (2) 契約の終了または契約の解除に際して、正当な理由無く機器の全部ないしは一部を返却しない場合

■ VII. 雑則

（機密の保持）

第 16 条 当社およびお客さまは、本契約を通じて知り得た双方の機密事項、その他双方が特に定める事項について、相手方の許可なく第三者に対し漏洩しないものとします。このことは、本契約の契約終了後または解除後においても当該事実が公知になるまで継続するものとします。

2 当社は、本契約の終了後または解除後、すべての情報を、第三者が復元できない方法により破棄することとします。

（紛争の解決）

第 17 条 本約書に定めのない事項については、お客さまと当社の協議により、本約書の趣旨に従い、誠意をもって解決するものとします。

- 2 本約書に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本約書に関する紛争は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 4 本約書の規定の一部が法令または裁判所により違法、無効または不能であるとされた場合においては、本約書のその他の規定は有効に存続します。